

平成27年3月10日

平成27年登米市議会定例会

2月定期議会 議案

(その5)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第5号	女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結に対する附帯決議	1

発議第5号

女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町
及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結に対す
る附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月10日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 登米市議会議員 佐々木 幸 一

賛成者 登米市議会議員 二階堂 一 男

賛成者 登米市議会議員 佐藤 尚 哉

賛成者 登米市議会議員 熊谷 憲 雄

賛成者 登米市議会議員 八木 しみ子

(別紙)

女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町 及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定等の締結に対す る附帯決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、収束どころか放射能汚染水の海への流出が続くなど、依然として深刻な事態が続いており、原発避難民は未だに12万人にも上っている。

本市においては、指定廃棄物等の処理の見通しさえ立たない状況にあり、こうした深刻な現実から原子力災害に対する不安が高まっている。このことから、女川原子力発電所から30^{キロ}圏内にある登米市民の安全・安心を確保するため、あらゆる事態を想定した安全対策を立てなければならない。

しかし、今回、緊急時防護措置準備区域(UPZ)5市町と東北電力株式会社で合意に達したとされる「女川原子力発電所に係る登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の住民の安全確保に関する協定書(案)」には、立地自治体との協定書にある「計画等に対する事前了解」事項が入っておらず、「東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書(2012年6月議会)」を可決している本市議会としては極めて遺憾である。

協定書(案)の第12条では、「協定の改訂」が謳われ、改訂を申し出ることができるものとされており、また、「誠意をもって協議に応ずるものとする」とされている。

よって、登米市は、今後とも市民のより一層の安全・安心を確保するため、立地自治体並みの「事前了解」事項等を住民の安全確保に関する協定に盛り込むよう最大限の努力を求めるものである。